

平成30年第12回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年12月26日(水) 午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(19名)

出席農業委員(17名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	11番	星保雄	委員
12番	和田一男	委員	14番	矢吹幸彦	委員
15番	大戸文治	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員(2名)

10番	齋藤茂	委員	13番	塩田一也	委員
-----	-----	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員(18名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	山内喜一	委員
飛知和金一	委員	富永進	委員

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

秋 元 幸 一 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	竹内 忍	副 主 査	渡部 美紗
大信分室長	長谷川 章	東 分 室 長	近内 友明

◎開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

年末のお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成30年第12回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が7件、農地法第5条関係が3件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が32件、合わせて42件をご審議いただきます。よろしくお願いたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

年末の大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

さすがに暖冬と言われましても、ここ数日、大変寒い日が続いております。そして、明日、明後日あたりはもっと寒くなるという予報です。皆さん、お体に気をつけながら農作業等をやっていただきたいなというふうに思います。

T P P 1 1 (イレブン) も間もなく発効される予定ですし、アメリカとの2国間交渉も来年になると始まるということなので、関係団体と協調しまして行方を注意深く見守っていききたいなというふうに考えております。

それでは、ただいまより第12回白河市農業委員会総会を開会いたします。どうぞよろしくお願いたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、7番、有賀良雄委員、8番、鈴木滋夫委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

10番、齋藤茂委員、13番、塩田一也委員、秋元幸一推進委員の3名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成30年12月26日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（竹内副主査） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその7まで朗読】

以上、その1からその7の案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区の橋本です。

去る12月17日に、鈴木委員と譲渡人の代理人、譲受人、4名で現地並びに申請内容を確認いたしました。申請内容は間違いがないということです。譲受人の畑と隣接しているため、購入されるとのことです。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

有賀委員 白河五箇地区担当の有賀です。

12月17日、山本委員と午前10時から、譲渡人、譲受人の4人で現地確認と書類審査をいたしまして、譲受人が今まで耕作していたということで、何ら問題なく確認いたしておりますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

会 長 農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。

去る12月15日に、鈴木滋夫委員、私と譲渡人、譲受人の4名で現地並びに申請書を確認いたしました。申請書の内容には相違ないということで、全く問題ありません。譲受人は帰還困難区域から家族全員で避難して、現在、松上にお住まいになっております。そもそも酪農家で、農業をやりたいということで土地の購入に至った次第であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当の円谷です。

この申請につきまして、去る23日に大戸委員と現地調査を行いました。譲渡人並びに譲受人ともに代理人の行政書士に一任することなので、代理人に現地に来ていただいて申請内容を確認しました。周辺農地への影響もないと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る12月16日、滝田委員、譲渡人、譲受人、4名で現地を確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでしたので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当の円谷です。

この申請につきまして、去る23日、大戸委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人ともに現地に来ていただいて、申請内容を確認しました。この申請による周辺農地への影響はないと思われまますので、皆様の審議をよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区の高久亨です。

今回の案件で、譲渡人は遠方で来られないということで、電話で確認をとっております。今回、譲受人と北野委員と私の3人で現地を調査しました。この場所はもう何年も不耕地になっていて、譲受人がここに花を植えるという目標がありまして、それでここを買いたいということになったことを確認しました。周りにも何ら影響ないと思われまますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議しま

す。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） 6ページをごらんください。

それでは、朗読いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年12月26日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、7ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区の高久亨です。

この案件につきまして、北野委員と私、譲渡人、譲受人が出張で地元にいないということで、代理人の行政書士とハウスメーカーの担当者も見えまして、説明を受けました。今現在、この土地は田んぼとしては使ってはいませんが、周りへの影響もないということで確認してまいりました。皆さんの審議、よろしくお願いたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、12ページをごらんください。

【その2朗読】

申請地につきましては、白河市歴史民俗資料館より東南に830メートル、県道白河石川線の南で、用途地域内に位置し、周囲は住宅地でございます。

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木信秋です。

この申請に関しましては、先週の22日、齋藤委員、私、譲渡人、譲受人で立ち会いたしました。申請内容について審査した結果、何ら問題ないと思われまます。なお、現地はもう宅地化が進んで農地は周りが住宅地なので、問題ないと思われまます。皆様の審議、よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

会 長 農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、17ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分は、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の「当該事業の面積に対し、農地面積が3分の1を超えないもの」に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、12月23日、今井委員と現地調査を行いました。譲渡人とは現地で、また、譲受人は東京であるために、電話で申請内容について確認したところ、申請内容に問題はなく、他の土地への影響、それから排水、土砂の流出がないことを確認いたしま

した。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

22ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。平成30年12月26日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(渡部副主査) それでは、35ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【所有権の移転第1号朗読】

この案件につきましては、去る11月29日に表郷金山地区担当委員の鈴木委員、橋本委員立ち会いのもとあっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております貸借権の設定第1号から第31号並びに所有権の移転第1号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、貸借権の設定第1号から第31号並びに所有権の移転第1号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、総体的に皆様のほうから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、事務局より報告事項がありますので、事務局、お願いします。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず1点目になりますが、平成31年の総会等の予定表をお手元に配付しております。日程、会場のご確認をお願い申し上げます。

来年度から本庁舎の耐震化工事、大規模改修工事の影響により、正庁などの会議室等が使用できなくなります。開催場所の変更が出てまいりますので、工事期間は現時点での予定でございます。今後の進捗状況によっては総会開催日などの変更も予測されます。その際には早目にその都度ご案内することとしておりますので、よろしく願いいたします。

2点目でございます。

本日の総会の開催案内とあわせてお送りしております県農業会議主催の平成30年農業委員・推進委員の後期研修会のご案内でございます。開催日が31年2月6日水曜日、会場はJA夢みなみ白河セレモニープラザで開催されます。

内容についてはご案内のとおりとなりますので、委員の皆様方には多数ご参加くださいますようお願いいたします。

参加費は無料で、会場には各自直接集合いただくようになります。なお、出欠につきましては報告期限がございますので、1月15日火曜日までに事務局へご連絡願います。

3点目でございます。

農業委員等の綱紀粛正について県より通知がございましたので、写しを配付させていただきます。農業委員会組織が担っている職務の重要性を再認識され、公正な職務の遂行に務めるよう、綱紀の保持の徹底を求める旨の通知となっております。委員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

4点目になります。

先月の総会で決定いただきました平成31年の標準農作業労賃・料金表をお配りしておりますので、ご確認願います。また、あわせて賃借料情報もお配りしておりますので、ご活用願います。

5点目は、本日の総会前に親睦会役員会を開催し、新年会等の開催について決定をいただ

きましたので、お知らせいたします。新年会の日程は1月30日水曜日、1月総会終了後、午後6時からの開催となります。場所は鹿島ガーデンヴィラで、会費が5,000円となります。

また、委員任期満了に伴う懇親会の開催も了承いただき、こちらは3月総会終了後に同じ鹿島ガーデンヴィラでの開催となります。

いずれも別途案内通知をいたしますが、特に新年会は出欠報告の関係もありますので、急ぎ通知申し上げます。多数ご参加くださいますようお願いいたします。

6点目になります。

先月の総会でご案内のとおり、任期満了に伴う農業委員・推進委員の推薦・応募依頼を各町内会長へお送りしております。受付期間を今月14日から来月の1月16日までとしておりますので、委員各位には引き続きのご協力をお願い申し上げます。

また、新年を迎えるに当たって、年がわりで町内会の役員が交代される場合には、本件に関し円滑な引き継ぎとなるようご指導くださいますようお願い申し上げます。

最後に、次回の総会につきましては、平成31年1月30日水曜日午後3時30分から、この場所、市役所正庁で開催いたします。先程ご連絡しました新年会の開催により時間を繰り下げておりますので、お間違いのないようご参集願います。

連絡事項は以上になりますが、今回が今年最後の総会となります。委員の皆様方には、今年一年、大変お世話になりました。事務局一同、お礼申し上げます。ありがとうございました。また来年もよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

会 長 皆様のほうから、質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 よろしいですか。

それでは、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成30年第12回白河市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後 2時40分)
